

ID: 181

担当部署: 都市建設課

処分の概要	社会福祉法人等の使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	柴田町営住宅条例 第44条		
例規番号	平成9年条例第21号		
【基準】 第44条の規定による。 (使用許可の取消し) 第44条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、第40条第1項の許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が第40条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (2) 普通町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日